

令和 8 年 7 月 農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和 8 年 7 月 2 8 日（火）

開会 午後 1 時 3 0 分

閉会 午後 1 時 4 5 分

2 開催場所

尾張旭市役所講堂 2（南庁舎 3 階）

3 出席委員

農業委員 1 0 名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、補佐、主査、主事

7 議案等

報告事項 7 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の専決について

報告事項 8 現況証明願出の専決について

8 会議の要旨

会 長	本日は御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、1 0 名です。定足数に達しておりますので、これより 7 月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、御異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、横井利夫委員、荒谷弘美委員にお願いをいたします。 本日の付議事件は、御案内のとおり議案はございません。報告事項のみとなっております。 それでは、報告事項 7「農地法第 4 条及び第 5 条による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。
事務局 補佐	それでは、報告事項 7「農地法第 4 条及び 5 条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 まず 1 の農地法第 4 条による届出は、1 件で、合計面積は 8 0．8 0 平方メートルです。 次に 2 の農地法第 5 条による届出は、1 件で、合計面積は 1 9 2 平方メートルです。

	詳細は、別紙調書のとおりです。 なお、これらの届出については、市街化区域内の農地の転用であり、既に事務局において内容を審査し、受理していることを報告します。 説明は以上です。
会 長	続きまして、報告事項 8 「現況証明願出の専決について」事務局より説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、報告事項 8 「現況証明願出の専決について」説明させていただきます。 現況証明とは、登記簿上の地目が農地である土地について、現況が農地以外のものであることを農業委員会が証明するものです。 それでは、調書の説明に入ります。 【調書説明】 証明の基準につきましては、「尾張旭市現況証明事務処理基準」に基づいて判断しています。 判断の基準としましては、願出前 20 年間以上、建物の敷地の一部であり、それを固定資産評価証明書等で確認がとれたため、要件を満たし、既に事務局長の専決処分にて証明したことを報告します。 説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
会 長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございませんが、事務局を代表して事務局長から一言お礼のあいさつをさせていただきます。
事務局長	農業委員の皆様には、これまで地域農業の守り手として御尽力を賜り、事務局一同、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。 今回の改選では、多くの皆様に、引き続き委員として御協力を賜ることとなっており、大変心強く思っております。 今回をもって御退任される水野洋子委員、水野郁代委員におかれては、在任中には大変お世話になり、ありがとうございました。 農業委員としては任期が終わりますが、退任後におきましても、本市の農地を見守り続けていただけますと幸いです。 今後におきましても、農業振興・農地の保全について、御指導・御支援を賜りますよう、何卒お願いをいたします。
会 長	ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、本日の総会議事は全て終了しました。 次回農業委員会は 8 月 28 日(金)午後 3 時から 201 会議室にて開催を予定しております。

	これもちまして、本日の総会を閉会します。 皆さまお疲れさまでした。
--	--------------------------------------